

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和8年7月31日

本学職員に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、懲戒処分の決定を行いましたので、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属等
木花キャンパス教員（男性、50歳代）
2. 処分年月日
令和8年7月31日
3. 処分内容
停職2週間
4. 処分に係る事案の概要
令和6年12月に、職員から、ハラスメントの申立てがハラスメント等防止・対策委員会に対して行われ、調査の結果、パワーハラスメントにあたると認定した。
被処分職員の行為は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第34条第1項（ハラスメントの防止等）に違反するハラスメント行為であり、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第42条第1項第5号に該当することから、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。

※本件に関する行為の詳細や被害者に関する情報については、被害者のプライバシーを侵害する等、被害者に対して二次被害を与えるおそれがあることなどから、公表を差し控えます。

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和8年7月31日

本学職員に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、懲戒処分の決定を行いましたので、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属等

木花キャンパス教員（男性、30歳代）

2. 処分年月日

令和8年7月31日

3. 処分内容

停職1カ月

4. 処分に係る事案の概要

令和7年9月に、学生から、ハラスメントの申立てがハラスメント等防止・対策委員会に対して行われ、調査の結果、アカデミックハラスメントにあたる
と認定した。

被処分職員の行為は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第34条第1項
（ハラスメントの防止等）に違反するハラスメント行為であり、国立大学法人
宮崎大学職員就業規則第42条第1項第5号に該当することから、国立大学法
人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。

※本件に関する行為の詳細や被害者に関する情報については、被害者のプライバシーを侵害する等、被害者に対して二次被害を与えるおそれがあることなどから、公表を差し控えます。